

○司会 それでは、本日から各種団体のヒアリングを開始させていただきます。

最初でございますけど、東京都宅地建物取引業協会の皆様でございます。

（東京都宅地建物取引業協会 入室）

○司会 最初に、要望書の手交をお願いします。写真撮影の際、マスクをお外してください。

（要望書手交）

○司会 どうもありがとうございました。ご着席ください。よろしく申し上げます。

それでは、ヒアリング及び意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願い申し上げます。

○小池知事 座ったままで失礼いたします。

今日は、東京都宅地建物取引業協会の皆様、お越しをいただきました、ありがとうございます。

皆様におかれましては、東京ささエール住宅など、都の施策、タイムリーに周知をしていただいております。ありがとうございます。また、不動産に関しての様々な相談受付、セミナーの開催、そして宅地建物取引業の公正な取引慣行の確立にご尽力いただいておりますこと、改めて感謝を申し上げます。また、今、住まい方なども随分コロナで変わってきた部分はあろうかと思うんですね。そういう中での皆様方のこのご要望等を直接お伺いできればということでお越しいただいております。

それでは、限られた時間ですけれども、お始めいただければと思います。よろしくどうぞ。

○司会 それでは、都へのご要望の全体像や特に重点的なご要望等についてご紹介いただければと思います。

○公益社団法人東京都宅地建物取引業協会（桑原会長） 私から。本年5月30日付で公益社団法人東京都宅地建物取引業協会の会長に就任いたしました桑原でございます。よろしくお願いたします。

小池東京都知事並びに御都におかれましては、日頃より東京の都市づくりや住宅政策の遂行による不動産取引の促進等のために格別のご支援とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、本日はお忙しい中、対面による要望の機会を設けていただき、誠にありがとうございます。私をはじめ、副会長4名と専務理事の計6名で出席させていただきましたので、よろしくお願いたします。

今年の夏は記録的な暑さとなり、一時電力需給が逼迫して国から節電要請が出されましたが、この冬も厳しい寒さが予想されております。当協会といたしましては、日頃からの地道な節電、省エネ活動が重要であるとの認識の下、東京都のいわゆるH T Tの取組に感謝と賛意を表するとともに、今後、東京都からの要請等に協力して、公益的な役割を果たしてまいりたいと考えております。

さて、今回は、昨年に引き続きまして、宅建業免許等申請手続のデジタル化につきまして要望することに加えまして、住宅セーフティネット制度の見直しと支援の充実、既存（中古）住宅流通の活性化に向けた諸施策の充実、省エネ・再エネ住宅の普及促進のための支

援の充実の3点について、新規に要望させていただきます。

とりわけ、住宅セーフティネット制度につきましては国の制度でございますが、現状の実情に合っていない、使い勝手のよくない仕組みとなっておりますので、ぜひとも私どもの要望を踏まえた見直しを行うよう、国への積極的な働きかけをお願いいたします。

また、東京都が単独でできる部分につきましては、貸主の立場に立った、思い切った支援策の充実をお願いいたします。

それでは、要望書の具体的な内容につきまして、三ッ石専務理事より説明させていただきます。よろしくお申し上げます。

○公益社団法人東京都宅地建物取引業協会（三ッ石専務理事） 本日はよろしくお願いいたします。今お話がありましたとおり、4点要望事項がございます。

まず1点目、継続要望です。宅建業免許申請についてのデジタル化。こちらについては前年度からお願いを申し上げますけれども、ご承知のように、国においてもデジタルガバメント実行計画などに電子化を推進するというふうなうたわれておりますけれども、大臣免許の登録等が先行することなく、東京都のほうでぜひイニシアチブを取って、国がつくった後に東京都がカスタマイズするのではなくて、東京都独自の形で申請のことについて進めていただきたいということの要望でございます。

2点目が、今お話にありました住宅セーフティネット制度の見直し、こちらについても関係局のほうとも常に連絡を密に打合せをさせていただいておりますけれども、特に補助の制度、市区町村ごとにセーフティネットを導入しているケースが多くて、東京都の施策と、もう既にやっている市区町村と導入している中身がちょっと違ったりしております。この辺りのすり合わせをしていただいた上で、ぜひ貸主の立場に立った住宅セーフティネット制度をより一層働きかけていただきたいというお願いでございます。

3点目が、中古住宅の流通の活性化ということで、こちらも国の施策として動いておりますけれども、こちらについては一定の事業者のネットワークを形成してということで、既に不動産業者、建設業者、建築士事務所などの事業者グループの登録制度を開始されておりますけれども、特定の規模の大きな不動産業者に偏っているということもありまして、なかなか実績は進んでないのではないかということ、その点を踏まえて、適正に、都民のニーズに応じた、多様で良質な中古住宅が供給されるように、登録制度の見直し、また未登記不動産や既存不適格物件の問題などの検証も改めて検討して、諸施策を充実していただきたいというお願いでございます。

4点目が、省エネ・再エネ住宅の普及促進のための支援ということで、こちらも新規要望でございます。こちらについては、既にもう東京都で進めてはいただいておりますけれども、後半に書いておりますが、やはり省エネ・再エネ住宅の普及促進をすると建築費の上昇を招くということで、なかなか一般消費者の皆さんがそのコスト増に躊躇してしまうというところがありますので、この辺りについても改めて情報の共有、普及促進、機運醸成をやりながら、適切な住宅建築の一般消費者に対する補助等を考えていただければと

いうことでございます。

以上4点が本会からのご要望ということで出させていただきます。よろしくお願いいたします。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 4点ご要望を伺いました。

まず、私のほうからデジタル化についてであります。

今年の3月に東京都住宅マスタープランの中で、2030年度末までに全ての宅建業の免許など、申請手続をオンラインで可能とするような目標を掲げております。都においては大臣免許・知事免許申請、宅建士の登録申請に係ります全国共通のシステムを構築するように、これは国に働きかけているところですが、もっと早くしてもらうように、都として頑張れという話だったかと思えます。

利用者の利便性の向上も図るために、申請書類なども簡素化するように国には要望しているところでございますが、これからも団体、会員の皆様方のご意見伺いながら、全国最多の届出件数が東京でございますので、現場、その現場を担っている都が国と密接に連携しまして、利用者の事務負担の軽減、そして利便性の向上に資する安全安心なシステムの構築に取り組んでまいりたいと考えております。

それから、一つ飛んで、中古住宅流通の活性化に向けた諸施策の充実という観点なんです。既存の住宅を安心して売買ができるように、市場の整備に向けまして、インスペクション、そして瑕疵保険などの活用、既存住宅の取引時にその価値が適正に評価されることが重要でございます。そのために、国に対しまして適正な建物評価手法、その普及を引き続き働きかけてまいります。また、都としても良質な既存住宅の価値そして性能が評価・選択される市場の形成に向けました取組を展開していきたいと考えております。

○司会 それでは、2番の住宅セーフティネット制度のお話と省エネ・再エネ住宅の普及促進については山口住宅政策本部長のほうからお願い申し上げます。

○住宅政策本部長 山口です。いつも本当お世話になっております。

私から住宅セーフティネット制度の見直しの件について、まずお答えいたします。

専用住宅の登録、やっぱり進めていくためには、今お話ありましたように、貸主の方がやっぱり魅力的で、一層活用しやすい制度にすることが、これ非常に重要でございます。そのために、国に対して補助要件の緩和などを引き続き、これ働きかけていきますとともに、貸主の方のニーズを踏まえた都独自の支援策も引き続き検討してまいります。

さらに、各地域における居住支援の取組を踏まえまして、貴協会をはじめとする不動産業団体様のご協力を得ながら、一体となって本制度の普及啓発の強化に取り組んでまいりたいと考えてます。

それから、省エネ・再エネ住宅の普及促進の関係で、今プラットフォームのお話ございました。都におきましては、貴協会を含みます住宅関係団体との連携をしっかりと図りなが

ら、プラットフォームの活動を通じまして、省エネ・再エネ住宅に関わる施策や都の補助制度などの情報を迅速かつ確実に、今、発信する取組を鋭意行っているところでございます。今後とも各団体が行っていただいております普及促進などの取組への支援を強化しながら、住宅のゼロエミ化を強力に推進していきたいと考えております。また今後とも引き続きよろしく願いいたします。

○司会 どうもありがとうございました。

以上でございます。ほかに何か。

○小池知事 ちょっといいですか。これは意識、国民性など、それから税制などが絡んできますけれども、ドイツなど、非常に環境への意識が、国民の意識が高く、また中古住宅も100年、150年平気であって、そういう中で、三重窓にしているほうが環境の価値が高いとってそのときの売買や賃貸などの価値が高くなると。これから太陽光、それから建築の制度が変わって、断熱など、窓のあれもそうですけれども、国のほうも義務化をしていくなどなど様々変わってきております。それは、消費者のというか借手、そして買手の方々のマインドも変えていかなくてはけませんし、また、皆様方も不動産のこの売買そして賃貸関係に携わる皆様方も、そういった環境に対していかにして省エネ、最後にありましたけれども、この省エネ・再エネ住宅に対するの価値ということについて、よくお客様にお伝えいただき、そこの意識を共有していただけるように、これ新たな価値観でございますので、その辺をよろしく願いを申し上げたいと思います。ありがとうございます。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、これもちまして本日のヒアリングを終了させていただきます。どうもありがとうございました。

（東京都宅地建物取引業協会 退室）

○司会 次は、東京都獣医師会の皆様でございます。

（東京都獣医師会 入室）

○司会 最初に、要望書の手交をお願いします。写真撮影を行いますので、マスクをお外してください。

（要望書手交）

○司会 ありがとうございました。どうぞご着席ください。

それでは、ヒアリング及び意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 東京都獣医師会の皆様方、日頃から東京都の施策にご理解、ご協力いただいております。ありがとうございます。

人と動物のよりよい共生社会の構築に向けて、都民に向けた動物愛護の啓発、そしてコロナ禍でペットの飼育の注意点の発信など、様々多岐にわたる事業を展開していただいていること承知をいたしております。感謝申し上げます。

都民生活の最前線で日々活動されておられる皆様でございます。ご意見、ご要望、直接

お伺いをしたいと存じます。限られた時間ではございますが、どうぞよろしく願いいたします。

○司会 それでは、都へのご要望の全体像についてお聞かせ願えればと思います。よろしく願いいたします。

○公益社団法人東京都獣医師会（上野会長） 東京都獣医師会会長の上野です。本日はお忙しい中、お時間いただきましてありがとうございます。

また、小池都知事には、先日の味の素スタジアムでの動画の、お忙しい時間、合間を縫って撮影していただきましてありがとうございました。

本日の要望につきまして、大きく2点ございまして、ワンヘルス条例の制定をお願いしたいということ、もう一つ、条例制定に向けまして、素案作成のための東京都と東京都獣医師会とで共同のワーキンググループを設置していただきたいというこの2点でございます。

私たちの思いにつきましては補足資料でお渡しさせていただいてるところでございます。既に都知事がiCDCということで、都民の健康を守るべく、素早く様々な策を打って感染症対策に取り組んでおられてるということで、決断力、実行力ある小池都知事ならではの対策であるというふうに日頃感銘を受けております。

また、東京都ではハルスプランという形で、人と動物との調和の取れた共生社会の構築ということに関して長年取り組まれているというふうに理解しております。このワンヘルスといったときに、比較的フォーカスされる部分というのが、いわゆる不安の部分ですね、マイナスの部分の何とか減らしていこうと。例えば、その人獣共通感染症に関する対策、もしくは薬剤耐性に対する対策、こういったもの、これ当然やっていかなきゃならない、これは肅々と都民、国民を守るためにやっていかなきゃならないものであるというふうに理解しています。

もう一つ、今日、私よくお伝えしたい部分が、プラスの部分をもっと増やすという部分も含めて、実はこれワンヘルスに入っているということをお伝えさせていただきたいなと思っておりまして、例えばなんです、動物と一緒に暮らすことによって、よく知られていることとしまして、健康寿命が延伸するということで、医療費がドイツやオーストラリアのデータだと8%から10%削減されるということが分かっています、動物と一緒に暮らすことですね。また、都知事のホームページにも書かれてる自殺率、その、何という書き方をされていましたが、これも動物と暮らすことによって自殺率が低下するということが分かっております。

ですので、このワンヘルスという言葉、非常に幅広いんですが、そのいわゆる動物だけではなく社会全体に対して、また、これは自然環境も含めての包括的な考え方でございます。そうすると、いわゆるこれまでの縦割り、決してネガティブな意味ではないですが、縦割りの様々なその部署の深くやっていくということ、これだけではちょっと追いつかな

いということで、私たち獣医師というのは非常に幅広い職域を持っている団体というか職種なんですけども、この幅広く横串を入れるような幅広い目で、様々なものが実は関係してるんだと、一つのものだけやると、片方がどうしてもおざなりになってしまうということございますので、全体感を持って進めていくという中に、今お話しさせていただいたような感染症だとか、人獣共通の感染症や薬剤耐性みたいな、そういった粛々とやらなきゃいけないものもありますし、一方で、動物と暮らす中で、動物と暮らすネガティブな部分、感染症という部分もある一方でポジティブな側面もございます。こういったものをバランス取って、全体的に都民もしくは国民の生活の質を上げていくと。

つまり、この不安を取り除くという部分もそうなんですが、と同時に、私たちの生活、心の豊かさを広げていくという意味において、この心の部分をこのワンヘルズ条例というものから都民に伝えていくと、伝えていく、そういった政策を打っていくということをご希望したいというふうに思いました、本日要望を持ってまいりました。

私からは以上でございます。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、知事からコメントをお願い申し上げます。

○小池知事 獣医師会のほうでは、これまで動物愛護施策の推進に対しまして、いろいろアドバイスをいただいてもおりますし、コロナの期間中は都としてペットと同伴の宿泊療養施設をつくりまして、また一方で、ペットの一時預かりなどについても皆様方にご協力いただいたり、非常にコロナ禍におきましてこのペットとの距離感、これをどう確保していくのかということでもいろいろ進めてまいりました。

都が目指しております人と動物との調和の取れた共生社会、これを実現をしていくという、そのためには、皆様方をはじめとした関係者の連携、協働、共に働くことは不可欠でございます、これからも、動物愛護管理審議会もございますので、こちらなどを通じながら、専門的な見地からのご助言もお願いをしていきたいと、このように考えております。

詳細は担当局長のほうからお答えをさせていただきます。

○司会 担当局長お願いします。

○健康危機管理担当局長 いつもお世話になっております。ありがとうございます。

都では、先ほど先生のほうからもお話がございましたけども、平常時から飼養動物の動物由来感染症の発生動向を監視するために病原体の保有状況を調査いたしまして、健康安全研究センターなどで検査を行いまして、都民に感染症の正しい知識や予防方法などを普及啓発しております。

なお、今年の7月に、都内において、ご案内のとおりサル痘患者の発生が確認されたわけですが、都では速やかに対応する体制というのを構築をいたしております。

動物由来感染症などの発生に当たりましては、引き続き専門家の先生の知見も活用しながら対応を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○司会 以上でございます。ほかに何か。よろしいですか。

それでは、これもちましてヒアリングを終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

（東京都獣医師会 退室）